

第1回（仮称）雫石町まちづくり協働推進条例検討委員会 会議結果概要

日時：平成29年5月17日（水）午前10：00～12：15分

場所：雫石町役場 3階 大会議室東側

出席者：■委員（15名）

1号委員：大村悦正、榊沢誠一、谷地良一、庄司六十四

2号委員：袖林広見、三輪亨、澤口文香、佐々木浩子、中川真理子

3号委員：中野真知子、山崎忍、原正人、鈴木勝

4号委員：広田純一、小野寺浩樹

■庶務担当（5名）

企画財政課地域づくり推進室：古川端琴也、正木裕之、柴田慈幸、藤原瑞枝、井上岳丸

■検討チーム（5名）

NPOいわて地域づくり支援センター：若菜千穂

地域づくりサポーター：増谷光記、田山まり、秀島杏奈、古山裕二

■欠席委員（1名）

2号委員：千葉茂人

1. 開会（企画財政課長 古川端）

2. 町長挨拶（深谷政光雫石町長）

あいさつ要旨

○委員への感謝と今後の期待

○これまでの3年間の活動の蓄積に対する評価と今後への期待「自立した地域づくり」

○4月29日地域づくりフォーラムの事例紹介

○地域おこし協力隊への感謝と期待、

○これからの地域づくり支援を進める上での行政の組織改編についての必要性

3. 委嘱状交付

代表授与 中野真知子委員

4. 委員紹介

司会進行より、委員メンバー、庶務担当、地域づくりサポーター、検討チームを所属と氏名を読み上げ紹介。委員は読み上げられた順に起立し、一言ずつ自己紹介と挨拶を行う。

5. 委員長・副委員長選任

委員長は岩手大学農学部広田純一教授、副委員長は林崎公民館長庄司六十四氏とすることで一同承認。

委員長あいさつ要旨

○条例は「自立した地域」を町の中に作り、地域が切磋琢磨して雫石町を盛り上げ、地域づくりを推進していくための一番基礎になる根拠になる。

○条例も形だけ作っても意味がないので、この条例の検討委員会で条例の中身を検討していく過程で実際に機能していく仕組みを考えていくことが非常に重要。

○委員会では、今の雫石の地域の状況をしっかり押さえるところから始めて、そのためにどういった仕組みが必要なのかを皆さんに自主的に議論していただきたい。

○学識経験者として一関の小野寺さんに来ていただいている。一関市は雫石町よりも少し先を行って、雫石でいう4地区での協働のまちづくりをまさに実践されており、学ぶところが非常に多いと思う。

○一年間の長丁場になるが、よろしく願いたい。

6. 目的の共有

(担当：藤原)

資料No.1により、以下の項目を説明

- ・委員会の目的と成果目標、協働条例策定検討の背景
- ・目的達成に向けたスケジュール

～休憩、座席配置換え～

7. 他自治体における事例研究

(広田委員長)

資料No.2により、他自治体の条例を紹介。

～グループワーク～

①自己紹介

②意見や感想を付箋に書く

③付箋を読み上げ、模造紙に貼り、似ている意見同士でグループを作る。

④班ごとの発表

1班：大村悦正、庄司六十四、三輪亨、中川真理子、原正人、藤原瑞枝、増谷光記

2班：舩澤誠一、澤口文香、袖林広見、中野真知子、鈴木勝、井上岳丸、秀島杏奈、若菜千穂

3班：谷地良一、佐々木浩子、山崎忍、柴田慈幸、古山裕二、田山まり



～発表～

(1班)



■ 条例はなぜ必要？
・ 条例をなぜつくらなければならないかよく分からない
・ 条例の必要性（住民に対し）（参画）
・ 住民、みんなの行動の根拠になるもの？
■ 予算化するには条例が必要
・ 予算は？
・ 持続性はあるのか？
■ まちづくりの範囲について
・ 含める分野は？全て？
・ まちづくりとは何を指すか？
■ 横のつながりの必要性
・ 人を増やしていくことが目標
・ 親しみやすい良い環境をつくる
・ 話しをする、話し合う場が欲しい
・ 作ってから何を具体的にやるか
■ 条例の広げ方
・ 条例に町民の任務を入れては？
・ 待っているだけではダメ
・ 条例を認知してもらうことが大切
・ 町民への理解、周知
■ これからの疑問
・ 「協働」の共助・公助は理解できるが自助は？
・ 組織とコミュニティの関係
・ 特色ある4地区を目指すと思いますが、4地区との共有は？
・ これからの横のつながりの作り方
■ 委員の役割
・ 委員の仕事は？（何をすればいいの）
・ どのような役割すればいいか
■ 条例文面
・ 文案は口語体がいいと思う（大崎市みたいに）

(2班)



<ul style="list-style-type: none"> • どんなルールをどこまで詳細に掘り下げるのか？ 	
<ul style="list-style-type: none"> • 夢のある条項は必要となるが、禁止事項などバランスのいい押さえの条項は？ 	
<p>■活動範囲は？</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多分全カテゴリーでまちづくりを起こすのだろうが、具体的な活動対象の明記は？ 	
<ul style="list-style-type: none"> • 声掛けや見守りの重要性がどういう条例条項になるのか？ 	⇒絞っていく必要性あり
<ul style="list-style-type: none"> • 「地域の活力づくり条例」 	「まちづくり」に変わる言葉を！
<p>■必要なの？</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一関市では条例がないって伺いました。メリット・デメリットは？ 	
<p>■目標・目的は？</p> <ul style="list-style-type: none"> • 何をやる、何が求められる、何に出来る、何を起こす？ 	目標的なもの
<ul style="list-style-type: none"> • 条例が人口減少の解決につながるのか？ • 条例ができると具体的にどうなるのか？ • 条例を作るとどうなるのか？ • 条例を作る中で生活の質を向上させるとありますが内容が分からない。 	
<p>■こんな雫石の未来を！</p> <p>(重要だと思うこと、暮らしの不安)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 条例を作って活動の基盤としたい。 	子どもは生まれるが、高校⇒仕事で町外へ
<ul style="list-style-type: none"> • 子どもを育てやすい環境づくり 	後継者が町外へ、どうしたら町内に。
<ul style="list-style-type: none"> • 町内に住んでいる人⇒楽しく生活するため何を望んでいるか 	
<ul style="list-style-type: none"> • 条例によって20年後子どもたちが町に戻ってきてほしい！ 	
<ul style="list-style-type: none"> • 条例によって現在雫石に住んでいる人たちに幸せになってほしい！ 	

(3班)



<p>■作る前に</p> <p>(不安、大変?)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例という形にまとめていくのが大変そう。。。。 ・ 条例の意義と大切さを知った。作るのは難しそうだが… ・ 平日、日中の委員会開催なので何回の参加が不安。 ・ 条例に対する法的知識の不安がある。 <p>(想いを出す!)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の存続への強い意志を表したい。 	
<p>■現状</p> <p>(実感・感想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残された人の負担増加⇒これは実感することが多い (色々な会議に同じメンバーが揃う) 	1人当たりの負担が多い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車がないと行動範囲が限られる(特にお年寄り)のは(涙) 	公共の足
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てしやすい町=保育施設の充実でいいのか? ・ 人口減少が12%⇒27%になる!? 	保育施設?子育てしやすい町づくり
<p>■作る過程</p> <p>(何を盛り込むか、どう作るか?)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業を参画させるための方策が一番大事! 	「民間」って協働に入らないの?
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例で情報共有等を行うことが必要であるが、情報管理をどのように行うか。 ・ 条例というだけあって法的性質が強いので何を掲げるかが難しい? 	特定の人達だけで作っていいの? (広く意見を募る機会)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例によって各団体を縛ることになるので、以下に納得させるか? 	ガーディアンズも一緒に
<p>■情報を知りたい!</p> <p>視察に行った方が全体像がつかめそうだと思います。</p> <p>地域運営組織の活動や全体像についても…</p> <p>成功例、失敗例を知りたい。</p>	
<p>■作った後は?</p> <p>(どう周知する?どう活かす?)</p> <p>まちづくり先進地の結果(住民からの評価)が知りたい。</p> <p>条例が完成後に現存する各組織の内容が洗い出されるよう、改編に繋がればよい。</p> <p>条例が死文化しないための方策は?</p> <p>この内容が町民にどう理解、拡散できるのか(方法?啓蒙?)</p>	

小野寺委員からのアドバイス要旨

- 今日の会議は、一関市が平成 20 年に初めて協働について検討した会議の雰囲気によく似ており、どこの市町村でもこういう議論をするときは不安だらけであるので、議論を経ていく中で皆さんの不安も徐々に払しょくされていくと思う。
- 条例が必要か、と言われれば、条例は必要。一関市は条例を作っていないが、平成 21 年と 22 年の 2 か年かけて「一関市協働推進アクションプラン」を平成 23 年に策定。それが一関市の条例的な位置づけになっている。
- 「協働のまちづくり」とよく言うのが、そもそも雫石では何をもって協働としますか、というのが決まらないと協働は進まない。
- 他市町村の条例を見ると、協働＝〇〇と定義づけているものは少ない。協働は何をすることかを明確に示されていないと住民は何をしてよいか分からない。
- 一関ではアクションプランの中で、協働とは課題解決のために継続的な話し合いと合意形成をすること、と定義づけている。
- 課題解決のアクションは誰がやってもよく、課題解決のアクションをどうするか、アクションする前の段階でみんながきちんと話し合って合意形成することで、やるべきアクションが決まる。それをしないといくら予算があっても無駄遣い、いくら人がいたって疲れるだけ。
- まちづくり、となると範囲は大きいですが、一関の協働の範囲は、旧町村単位の公民館範囲で行っている。
- まちづくりは何を目指すのか、については、「まちづくり」は一関の場合は「地域づくり」を目指して、「まちおこし」ではなく、生活の場としての地域を生活しやすくしていくために地域づくりをしている。
- 我々一住民レベルでは自分の地域をつくる、居住地域をそれぞれが作っていくことで、雫石町全体が元気になっていくので、「まちづくり」の考え方も皆さんで共有した方が良いと思う。
- 協働についての広げ方は、協働はなかなか広がらないのが実状。住民に説明しようと思っても、なかなか説明しにくいものであり、この委員会で、私たちは雫石町の協働をこういうふうにする、ということを議論することが必要。委員会は一部の住民であり、広く住民に理解してもらうのは難しいことだが、今度は委員の皆さんが推進役になっていかなければいけない。関わっている皆さんが議論して作った条例を、理解して、納得して、住民に参加してもらう、というのが皆さんの役割。
- 委員の皆さんが条例の文を作るのではなく、文を作るのは行政が専門職なので行政がやる。ただし、文章を作るために大事な「魂を込める」部分は皆さんの意見や気持ちをいっぱい出してもらうことが必要で、行政はその魂や気持ちをしっかり込めて条例の条文を作ることが大事なこと。
- 行政は協働が必要だとよく言うが、住民からすると何で協働しなければいけないのか、という意識がある所にギャップがある。そこを埋めないと協働は進まないし、雫石で協働を築き上げられないので、今回、委員の皆さんが疑問に感じたことを説明できるようになると、初めて雫石の協働を進める一歩につながる。
- 住民からすると最初は協働も「やらされ」であり、行政から新しい施策が降ってきた、と感じるが、住民も協働についてちゃんと理解することも大事であり、協働するとこんなメリットがあるということを理解されないと協働は進まない。一関市の場合はアクションプランの下の「行動計画」の中

で、「地域が良くなる姿」というのを示している。

- 協働というと、行政の負担を減らすためと考えられ、もちろんそれもあるが、今まで行政が担ってきたことは、もともとは住民がやらなければいけないことあり、住民がやらなければいけない範囲もきちんと確認していかなければならない。
- 協働を進め、行政・住民それぞれの役割の範囲を明確にすると、住民がしなければいけないことが増えるので、違和感を覚える方も出てくるが、人が少なくなっても耐えられる地域にしていくために、これまで地域で行ってきたことを整理整頓することが必要。
- これからの地域で、人が多かった時代にやれてきたことを人が少なくなっていく時代ではやれなくなることも出てきて、続けてきたことを続けていくためには、どこかで整理して集約していくことも必要で、優先順位をつけて実施していくことも必要。
- 今は改革、変化をしていかなければならない時代で、勇気をもって進めることが必要。地域も変わりたいとは考えていても、変わる勇気がないので、こういう条例や施策として町としてはこういうまちづくりを導いていくので地域の皆さんも一緒に進めていきましょう、と自信を持って後押ししてあげることが必要。

広田委員長からのアドバイス要旨

- 条文そのものは行政が作るが、表現の部分はこの場にかけていきたい。
- 条例をつくる意義について、行政が税金を扱って執行してきた部分を地域が使おうとする場合にはそれなりの根拠がある、そういう意味でも条例の必要性のかなり重要な部分である。また、今地域が地区ごとにそれなりの予算や権限を持たせて進めようとしている中で、政策の変更などの行政の都合で変えられると困るから。
- 協働とは何か、条例に魂を込めて広げていく、その部分が非常に重要。
- 人口が増加していた時代に作られた地域の仕組みも今人口減少により、ギシギシしてきている。実は協働のまちづくりというのは、そういう状況から、若い人も話し合いに入りやすく、無駄な地域の事務作業も整理しようというところが大きな狙いに入っている。

9. その他

特になし

10. 閉会 企画財政課長